

進路に関わる情報を、少しずつ分かりやすく説明します

今回のテーマ

就労選択支援



- 卒業後、就労継続支援B型の利用する意向がある生徒は、在学中に利用しておく必要があります。本校では高等部2年生での利用を基本としています。
- 福祉サービスですので、利用するには相談支援事業所とつながっておく必要があります。

〈就労選択支援ってなに？〉

障害者総合支援法の改正で新しく作られた福祉サービスで、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するもの。令和7年10月～始めました。

〈対象者は？〉

特別支援学校等卒業後、すぐに就労継続支援B型の利用する意向がある生徒が対象です。

※令和9年4月以降は就労継続支援A型を希望する人も原則利用となります。

〈どこですの？〉

就労選択支援事業所（※丹波市ではウェルワークたんば、志進館・じぶんらぼ）でします。

〈利用期間は？〉

標準1ヶ月です。アセスメントは10日間程度実施します。

〈利用するための手続きは？〉

「障害福祉サービス受給者証」の申請が必要になります。住いの市町村の障害福祉課の窓口にて就労選択支援事業所の利用の申請を行います。相談支援員さんと相談をして進めます。

〈本校では〉

高等部在籍中、複数回利用できるサービスですが、本校としては高等部2年生在籍中の利用を基本としています。但し、希望がある場合は高等部1年生段階でも利用可能です。